第1節 日常生活に必要な物品の販売店舗等の用に供する開発行為 〔法第34条第1号〕

法第34条第1号

主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

令第29条の5

法第34条第1号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の政令で定める公益 上必要な建築物は、第21条第26号イからハまでに掲げる建築物とする。

令第21条第26号イからハ

- イ 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条 第1項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物
- □ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業若しくは乳児等通園支援事業、社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業又は更生保護事業法(平成7年法律第86号)による更生保護事業の用に供する施設である建築物
- ハ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設である建築物

[審査基準 1]

開発許可制度運用指針

I-6 法第34条関係(第14号以外)

I-6-2 第1号関係

「審査基準 2]

法第34条第1号に規定する当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物(以下「店舗等」という。)、学校、社会福祉施設又は医療施設は、次の1、2、3、4、5、6又は7の各々の要件に該当するものであることとする。

- 1 店舗等の業種は、別表各号のいずれかに該当するものであること。
- 2 店舗等の立地については、周辺の土地利用計画等(農用地等他法令等)に支障とならないものであり、かつ、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 別表第1号から第22号まで又は第27号にあっては、次に掲げる内容のすべてに該当するものであること。
 - ア 申請地から半径500メートル以内の区域(以下「対象区域」という。)の市街化調整区域に、 次に掲げる住戸が存すること。

ただし、申請地と対象区域内に存する住戸が河川、山林又は鉄道等により分断され、対象区域 を直接通行することができない場合(以下「地形地物により分断されている場合」という。)は、 対象区域に当該住戸が存しないものとして取り扱う。

- (ア) 別表第1号又は第2号に該当する業種にあっては、おおむね50以上の住戸
- (イ) 別表第3号から第22号に該当する業種にあっては、おおむね200以上の住戸
- (ウ) 別表第27号に該当する業種にあっては、当該店舗等を必要とすると認められる住戸 イ 申請地は、市街化区域から500メートル以上離れていること。

ただし、申請地と市街化区域が地形地物により分断されている場合又は対象区域内に存する 住戸のうち、その過半の住戸が市街化調整区域に存する場合は、この限りでない。

- (2) 別表第23号から第26号までに該当する業種にあっては、当該店舗等が管轄する区域(以下「管轄区域」という。)の市街化調整区域に、当該店舗等を必要とすると認められる住戸が存すること。
- 3 店舗等の規模は、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 別表第1号から第22号まで又は第27号に該当する業種にあっては、次に掲げる内容に該当するものであること。
 - ア 敷地面積は、原則として500平方メートル以下であること。
 - イ 延べ面積は、原則として200平方メートル以下であること。
 - ウ 階数は、2以下であること。
 - (2) 別表第23号から第26号までに該当する業種にあっては、当該管轄区域の住戸数及び当該店舗等の機能等に照らして規模、設計、配置及び内容等が適切であること。
- 4 店舗等の形態等は、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 自己の業務用であること。また、当該業務を行い得ることが証されるものであること。
 - (2) 店舗等は、当該業務を行う部分(売場等)及び維持、管理上必要と認められる部分(事務室、休憩室、倉庫及び便所等)で構成されたものであること。

- 5 学校は、次の各号のすべてに該当するものであること。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校又は幼稚園であり、同 法第4条に規定する認可を受けることが確実であること。
 - (2) 主として周辺の市街化調整区域において居住している者の利用に供するものであること。
 - (3) 当該学校区等の住戸数及び当該学校施設の機能等に照らして規模、設計、配置及び内容等が適切であること。
 - (4) 原則として、地方公共団体が設置するものであること。
- 6 社会福祉施設は、次の各号のすべてに該当するものであること。
 - (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供するものであること。
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う施設又はこれらと同等と認められる施設であること。
 - (3) 設置及び運営について、当該社会福祉施設を所管する部局との協議を了していること。
 - (4) 主として周辺の市街化調整区域において居住している者の利用に供するものであること。
 - (5) 原則として、自己の業務用であること。また、当該業務を行い得ることが証されるものであること。
 - (6) 建築計画については、次の各号のすべてに該当すること。
 - ア 建蔽率は、60パーセント以下であること。
 - イ 容積率は、200パーセント以下であること。
 - ウ 階数は、2以下であること。
- 7 医療施設は、次の各号のすべてに該当するものであること。
 - (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所であること。
 - (2) 設置及び運営について、当該医療施設を所管する部局との協議を了していること。
 - (3) 主として周辺の市街化調整区域において居住している者の利用に供するものであること。
 - (4) 医療法に規定する医療施設としての開設許可の取得又は開設届の受理の見込みが明らかであること。
 - (5) 原則として、自己の業務用であること。また、当該業務を行い得ることが証されるものであること。
 - (6) 建築計画については、次の各号のすべてに該当すること。
 - ア 建蔽率は、60パーセント以下であること。
 - イ 容積率は、200パーセント以下であること。
 - ウ 階数は、2以下であること。

<留意事項>

- ア 複合的な業種の店舗等の場合の要件1に規定する業種の判定にあたっては、主たる部分で行うが、 主たる部分以外についても別表各号に該当すること。
- イ 要件3及び要件4の規定は、店舗等が既存住宅等(法で立地が認められるもの)に併設される場合 には、当該店舗等の部分に対して適用する。

- ウ 要件 5(1)については、当該学校を所管する部局の意見書により、要件 6(1)から(3)については、当該社会福祉施設を所管する部局の意見書により、要件 7(1)、(2)及び(4)については、当該医療施設を所管する部局の意見書により確認する。
- エ 要件 6(1) の規定は、単に事務所としての用に供する等、施設内において福祉的利用がなされないものを除く。ただし、病院、診療所又は他の福祉的利用の用に供する施設に併用して立地する場合は、この限りでない。
- オ 要件 6(6)及び要件 7(6)のうち、建蔽率及び容積率については、開発許可の場合には法第 41条 第1項の規定による制限として、法第 42条第1項ただし書き許可又は法第 43条第1項の許可の 場合には法第 79条の規定による許可条件として付加する。

【解説P14~P23参照】

日常生活に必要な店舗等

号	日 常 生 活 に 必 要 な 店 舗 等 の 業 種	参	考(業種の分類):注
(1)	総合食料品店(生鮮食料品等を販売するミニスーパー等)	581	各種食料品小売業
(2)	総合小売店(加工食品及び各種日用品等を販売するいわゆるコンビニ	5891	コンビニエンスストア
	エンスストア)		(飲食料品を中心とするものに限る)
(3)	酒屋	585	酒小売業
(4)	肉屋	583	食肉小売業
(5)	魚屋	584	鮮魚小売業
(6)	八百屋	821	野菜小売業
(7)	パン屋	586	菓子・パン小売業
(8)	米穀類販売店	5896	米穀類小売業
(9)	洋品店	5793	洋品雑貨·小間物小売業
(10)	金物店、荒物店、日用雑貨店		金物小売業
, ,			荒物小売業
(11)	電気器具販売店(家庭用)		電気機械器具小売業
(12)	薬局		医薬品小売業
(12)	燃料小売店(ガソリンスタンド等)		調剤薬局
(13)		605	燃料小売業
(14)	文房具店		紙・文房具小売業
(15)	一般食堂	761	食堂・レストラン (専門料理店を除く)
(16)	農機具修理店(農耕用品及び農機具販売を含む)		
(17)	自転車修理店(自動二輪車の修理及びこれらの販売を含む)		
(18)	自動車修理工場	891	自動車整備業
(19)	クリーニング店、クリーニング取次店	7811	普通洗濯業
		7812	洗濯物取次業
(20)	理髪店	782	理容業
(21)	美容院	783	美容業
(22)	はり、きゅう、マッサージ等	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・
, ,			きゅう師・柔道整復師の施術所
(23)	地区集会所等		
(24)	農林漁業団体事務所(出張所等)		
(25)	消防団事務所、水防倉庫等		
(26)	日本郵便株式会社法第2条第4項の郵便局、簡易郵便局法第7条第		
	1項の簡易郵便局 (主として周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要		
	(主として同辺の地域において居住している者の日常生活のため必要と認められる業務に限る)		
(27)	その他社会経済情勢の変化等により日常生活に必要であると認めら		
_ ' /	れるもの		
	注:光廷の八海は 日本無準卒業八海(五代9m年10日本計)による		

注:業種の分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)による。